

心身障害者福祉手当（区手当）の改正のお知らせ

令和8年4月1日から、新たに精神障害者保健福祉手帳1級が要件に追加されます。
この手当は申請をして認定されないと支給されません。手当を希望する方は、下記窓口へご申請（お問合せ）ください。

福祉手当の対象拡大

- 【追加となる対象】 精神障害者保健福祉手帳1級
【改正の適用開始】 令和8年4月1日
【手当の月額】 7,750円/月

申請手続きのご案内

- 【申請先】 福祉部障がいサービス課障がい相談係（本庁舎北館2階11番窓口）
【必要なもの】
① 精神障害者保健福祉手帳
→ 手帳の有効期限が残っているものに限ります。
② 本人名義の預貯金通帳など（口座情報がわかるもの）
③ 個人番号（マイナンバー）・身元確認ができるもの
【受付開始】 令和8年4月1日から
→ 窓口で申請書をご記入いただきます。ご来庁が難しい場合は郵送でも受け付けできますのでお問い合わせください。

申請受付の特例（経過措置）

心身障害者福祉手当は原則申請した月の分から支給しますが、制度開始直後のため、次のとおり経過措置期間を設けます。

- 例 令和8年4月以前から有効期間開始の手帳を持っている方（更新含む）
【原則】 令和8年4月末までに申請した場合 4月分から支給開始
【特例】 令和8年7月31日までに申請した場合 4月分から支給開始

※ この例は令和8年4月以前に有効期間が開始している方の例です。
有効期間が令和8年5月以降開始の新規取得者は、5月以降分から支給開始となります。

心身障害者福祉手当（区手当）の概要

- 【対象者】 区内に住所がある方で、次のいずれかの障がいに該当する方
・身体障害者手帳1級～3級
・戦傷病者手帳第1～4項症
・区指定の難病医療費助成受給者
・愛の手帳1度～4度
・脳性まひ・進行性筋萎縮症
・【新】精神障害者保健福祉手帳1級
【支給方法】 本人名義の口座へ銀行振り込み
支給時期は毎年4月・8月・12月の年3回（各月とも20日）

（注）65歳以上の方や所得制限基準額を超える方、施設に入所されている方等はこの手当の対象になりません（裏面を参照）。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 板橋区福祉部障がいサービス課障がい相談係
電話：03-3579-2362 FAX：03-3579-2364

HP

板橋区 心身障害者福祉手当

検索

この手当の対象にならない方

- ・施設に入所している方
例) 特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設 等
- ・65歳以上で精神1級の手帳を取得された方
- ・65歳になるまでに手当の申請をしていない方
- ・精神手帳の有効期限が経過して更新していない方
- ・精神手帳の等級が2級以下となった方
- ・所得制限基準額を超える所得がある方 など

所得制限基準額や所得控除について

前年の所得が下表の制限額を超過する方は、手当の支給が受けられません。

★**基準額と比較する所得** = **年間収入** - **給与所得控除等の必要経費** - **各種控除**

扶養親族等の数	0人(単身)	1人	2人	3人
基準額	3,661,000円	4,041,000円	4,421,000円	4,801,000円

扶養義務者1人増えるごとに38万円増。

20歳以上は本人、20歳未満は扶養義務者で判定。

また、以下の項目が手当の所得判定にかかる所得控除の対象となります。

控除の種類	本人	扶養義務者	控除額
雑損控除	○	○	控除額相当
医療費控除	○	○	〃
社会保険料控除	○	※	〃
小規模掛金共済等掛金控除	○	○	〃
障害者控除(家族)	○	○	1人につき27万円
特別障害者控除(家族)	○	○	1人につき40万円

控除の種類	本人	扶養義務者	控除額
障害者控除(本人)	×	○	27万円
特別障害者控除(本人)	×	○	40万円
寡婦控除	○	○	27万円
ひとり親控除	○	○	35万円
勤労学生控除	○	○	27万円
配偶者特別控除	○	○	控除額相当

※扶養義務者の社会保険料控除相当額は一律8万円

注意 手帳を更新した(または有効期間が経過した)場合

手当を受給している方が手帳を更新し、再度1級の手帳が交付された場合は、手当は自動で更新継続となります。手帳更新の結果、等級が2級以下に軽減した場合や、障がい非該当となった場合には、更新前の手帳の有効期限満了月までで手当の資格が喪失します。

手帳の更新をせずに期限を経過されますと、手当は支給停止の状態になります。そのまま手帳更新が可能な期間を経過した場合、手当の資格は喪失となります。

手当の受給を続けるために、必ず精神障害者保健福祉手帳の更新手続きを行ってください。